

<新旧対照表> 改訂3版(令和4年9月20日)

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 改訂2版(平成30年10月26日)	(新版) 改訂3版(令和4年9月20日)
[ 表記・用語の統一 (例:職場→事業所 など) ]	
今回の修正では表記・用語の統一はありません。	

(旧版) 改訂2版(平成30年10月26日)			(新版) 改訂3版(令和4年9月20日)																																								
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																						
18	9行目	特に、石綿含有建材の使用の有無は、 <u>建材の製造時期及び目視、設計図書等により調査し、判断できない場合については、サンプリングして分析することが、石綿障害予防規則で事業者に義務付けられている。</u>	18	9行目	特に、石綿含有建材の使用の有無は、 <u>建築物石綿含有建材調査者講習修了者が(令和5年10月より義務化)、建材の製造時期、設計図書及び目視等により調査し、判断できない場合については、サンプリングして分析することが、石綿障害予防規則で事業者に義務付けられている。</u>																																						
18	下から3行目以降	(石綿の除去方法等については、建災防発行の「 <u>【新石綿技術指針対応版】石綿粉じんへのばく露防止マニュアル</u> 」を参照し、「 <u>石綿取扱い作業従事者特別教育</u> 」を修了した作業員が手順通りに除去作業を行う。)	18	下から2行目以降	(石綿の除去方法等については、建災防発行の「 <u>建築物等の解体・改修等工事における石綿作業主任者技能講習テキスト</u> 」等を参照されたい。)  (上記の赤字、「 <u>おおける</u> 」は「 <u>おける</u> 」の誤り、文末の「)」は次回追加・修正します)																																						
18	表2-2	(右記、下線部を修正)	18	表2-2																																							
<p>表2-2 有害物質等の例及びその処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事前措置が必要なもの (飛散するおそれがあるもの)</th> <th>分別解体が必要なもの</th> <th>関連する法律</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石綿</td> <td>飛散性 (集まるものを除く)</td> <td>吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有断熱材 石綿含有珪酸カルシウム板(2種) (耐火被覆板) 配管保温剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非飛散性</td> <td>石綿セメント板<sup>※</sup> 石綿含有珪酸カルシウム板 押出成形セメント板 住宅用珪酸セメント板 住宅外壁用石綿セメント板 ビニール床タイル</td> <td>労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 廃棄物処理法 建設リサイクル法</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>有吹付けロックウール パーライト吹付 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン 層状石膏材 等 ヒ素・カドミウム含有石膏ボード その他散材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建材以外</td> <td>ダイオキシン PCB含有物(農PCB・汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 電燈泡 蛍光灯</td> <td></td> <td>ダイオキシン特別措置法 PCB含有物特別措置法 廃棄物処理法 フロン排出抑制法 家電リサイクル法 建設リサイクル法</td> </tr> </tbody> </table>				事前措置が必要なもの (飛散するおそれがあるもの)	分別解体が必要なもの	関連する法律	石綿	飛散性 (集まるものを除く)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有断熱材 石綿含有珪酸カルシウム板(2種) (耐火被覆板) 配管保温剤		非飛散性	石綿セメント板 <sup>※</sup> 石綿含有珪酸カルシウム板 押出成形セメント板 住宅用珪酸セメント板 住宅外壁用石綿セメント板 ビニール床タイル	労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 廃棄物処理法 建設リサイクル法	その他		有吹付けロックウール パーライト吹付 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン 層状石膏材 等 ヒ素・カドミウム含有石膏ボード その他散材		建材以外	ダイオキシン PCB含有物(農PCB・汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 電燈泡 蛍光灯		ダイオキシン特別措置法 PCB含有物特別措置法 廃棄物処理法 フロン排出抑制法 家電リサイクル法 建設リサイクル法	<p>表2-2 有害物質等の例及びその処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事前措置が必要なもの (飛散するおそれがあるもの)</th> <th>分別解体が必要なもの</th> <th>関連する法律</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石綿</td> <td>飛散性 (集まるものを除く)</td> <td>吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有断熱材 石綿含有珪酸カルシウム板(2種) (耐火被覆板) 配管保温剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非飛散性</td> <td>石綿セメント板<sup>※</sup> <u>珪酸カルシウム板(第1種)</u> 押出成形セメント板 住宅用珪酸セメント板 住宅外壁用石綿セメント板 ビニール床タイル</td> <td>労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 廃棄物処理法 建設リサイクル法</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>有吹付けロックウール パーライト吹付 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン 層状石膏材 等 ヒ素・カドミウム含有石膏ボード その他散材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建材以外</td> <td>ダイオキシン PCB含有物(農PCB・汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 電燈泡 蛍光灯</td> <td></td> <td>ダイオキシン特別措置法 PCB含有物特別措置法 廃棄物処理法 フロン排出抑制法 家電リサイクル法 建設リサイクル法</td> </tr> </tbody> </table>				事前措置が必要なもの (飛散するおそれがあるもの)	分別解体が必要なもの	関連する法律	石綿	飛散性 (集まるものを除く)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有断熱材 石綿含有珪酸カルシウム板(2種) (耐火被覆板) 配管保温剤		非飛散性	石綿セメント板 <sup>※</sup> <u>珪酸カルシウム板(第1種)</u> 押出成形セメント板 住宅用珪酸セメント板 住宅外壁用石綿セメント板 ビニール床タイル	労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 廃棄物処理法 建設リサイクル法	その他		有吹付けロックウール パーライト吹付 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン 層状石膏材 等 ヒ素・カドミウム含有石膏ボード その他散材		建材以外	ダイオキシン PCB含有物(農PCB・汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 電燈泡 蛍光灯		ダイオキシン特別措置法 PCB含有物特別措置法 廃棄物処理法 フロン排出抑制法 家電リサイクル法 建設リサイクル法
	事前措置が必要なもの (飛散するおそれがあるもの)	分別解体が必要なもの	関連する法律																																								
石綿	飛散性 (集まるものを除く)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有断熱材 石綿含有珪酸カルシウム板(2種) (耐火被覆板) 配管保温剤																																									
	非飛散性	石綿セメント板 <sup>※</sup> 石綿含有珪酸カルシウム板 押出成形セメント板 住宅用珪酸セメント板 住宅外壁用石綿セメント板 ビニール床タイル	労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 廃棄物処理法 建設リサイクル法																																								
その他		有吹付けロックウール パーライト吹付 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン 層状石膏材 等 ヒ素・カドミウム含有石膏ボード その他散材																																									
建材以外	ダイオキシン PCB含有物(農PCB・汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 電燈泡 蛍光灯		ダイオキシン特別措置法 PCB含有物特別措置法 廃棄物処理法 フロン排出抑制法 家電リサイクル法 建設リサイクル法																																								
	事前措置が必要なもの (飛散するおそれがあるもの)	分別解体が必要なもの	関連する法律																																								
石綿	飛散性 (集まるものを除く)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有断熱材 石綿含有珪酸カルシウム板(2種) (耐火被覆板) 配管保温剤																																									
	非飛散性	石綿セメント板 <sup>※</sup> <u>珪酸カルシウム板(第1種)</u> 押出成形セメント板 住宅用珪酸セメント板 住宅外壁用石綿セメント板 ビニール床タイル	労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 廃棄物処理法 建設リサイクル法																																								
その他		有吹付けロックウール パーライト吹付 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン 層状石膏材 等 ヒ素・カドミウム含有石膏ボード その他散材																																									
建材以外	ダイオキシン PCB含有物(農PCB・汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 電燈泡 蛍光灯		ダイオキシン特別措置法 PCB含有物特別措置法 廃棄物処理法 フロン排出抑制法 家電リサイクル法 建設リサイクル法																																								
22	1行目	(b) 石綿含有建材の撤去については、建災防発行の「 <u>【新石綿技術指針対応版】石綿粉じんへのばく露防止マニュアル</u> 」を参照すること。	22	1行目	(b) 石綿含有建材の撤去については、建災防発行の「 <u>建築物等の解体・改修等工事における石綿作業主任者技能講習テキスト</u> 」を参照すること。																																						

(旧版) 改訂 2 版(平成 30 年 10 月 26 日)			(新版) 改訂 3 版(令和 4 年 9 月 20 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
23	下から 3 行目	なお、基礎コンクリート等を解体用つかみ機で解体することは、用途外使用となるので、ブレーカまたはコンクリート圧砕機等を使用しなければならない。	23	下から 3 行目	なお、基礎コンクリート等を解体用つかみ機で解体することは、用途外使用となるので、ブレーカまたはコンクリート圧砕機等を使用する。
24	9 行目	併用工法による分別解体の手順①～⑥は、手作業の場合と同じなので、それ以降の手順を示す。	24	9 行目	併用工法による分別解体の手順①～⑥は、手作業の場合の <u>手順①～⑥</u> と同じなので、それ以降の手順を示す。
47	イラスト	(右記、赤枠を修正)	47	イラスト	
<p>安全施工サイクル活動</p> <p>※健康 KY 健康 KY は、安全ミーティング時に職長・安全衛生責任者が、作業員への問いかけ(睡眠、食欲、身体)により、健康状態を確認する。</p>			<p>安全施工サイクル活動</p> <p>※健康 KY 健康 KY は、安全ミーティング時に職長・安全衛生責任者が、作業員への問いかけ(睡眠、食欲、身体)により、健康状態を確認する。</p>		
60	図 5-14	⑥ 積載重荷は 1 スパンあたり <u>50 kg</u> 以下とし、かつ、これを集中してかけない。	60	図 5-14	⑥ 積載重荷は 1 スパンあたり <u>150 kg</u> 以下とし、かつ、これを集中してかけない。
69	2 行目	なお、取扱い方法の詳細については、「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係わる振動障害予防対策指針、振動工具取扱作業テキスト(建設業労働災害防止協会発行)」を参照されたい。	69	2 行目	なお、取扱い方法の詳細については、「 <u>振動工具取扱作業の管理(管理者用テキスト)</u> 」及び「 <u>振動工具取扱作業の知識(作業員用テキスト)</u> 」を参照されたい。
72	図 5-23	(右記に修正)	72	図 5-23	
<p>図 5-23 安全標識の例</p>			<p>図 5-23 安全標識の例</p>		

(旧版) 改訂 2 版(平成 30 年 10 月 26 日)			(新版) 改訂 3 版(令和 4 年 9 月 20 日)																																
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																														
73	13 行目	石綿を使用した建材の除去・解体作業にあたっては、「 <u>【新石綿技術指针对応版】石綿粉じんへのばく露防止マニュアル (建設業労働災害防止協会発行)</u> 」を参照されたい。	73	13 行目	石綿を使用した建材の除去・解体作業にあたっては、「 <u>建築物等の解体・改修等工事における石綿作業主任者技能講習テキスト</u> 」を参照されたい。																														
77	下から 9 行目	防じんマスクについては、規格が定められており、 <u>国家検定製品</u> でなければ使用してはならない。	77	下から 9 行目	防じんマスクについては、規格が定められており、 <u>国家検定品</u> でなければ使用してはならない。																														
111	下から 5 行目	<u>5</u> ～10 の 4 省略	111	下から 5 行目	<u>4 の 2</u> ～ 10 の 4 省略																														
112	12 行目	21 の 2～ <u>38</u> 省略	112	12 行目	21 の 2～ <u>36</u> 省略 <u>37 石綿障害予防規則第 4 条第 1 項に掲げる作業に係る業務</u> <u>38 省略</u>																														
113	別表 第 3	(右記、赤枠を追加)	113	別表 第 3																															
<p>(別表第 3) (一部省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(左欄)</th> <th>(右欄)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第 20 条第 7 号の業務のうち次に掲げる業務以外の業務</td> <td>移動式クレーン運転士免許を受けた者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 7 号の業務のうちつり上げ荷重が 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務</td> <td>1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 12 号の業務のうち令第 7 号第 1 号又は第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務</td> <td>1 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 4 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 15 号の業務 (作業床の高さが 10 メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務</td> <td>1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 16 号の業務 (制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務)</td> <td>1 玉掛け技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> </tbody> </table>			(左欄)	(右欄)	令第 20 条第 7 号の業務のうち次に掲げる業務以外の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者	令第 20 条第 7 号の業務のうちつり上げ荷重が 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	令第 20 条第 12 号の業務のうち令第 7 号第 1 号又は第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 4 その他厚生労働大臣が定める者	令第 20 条第 15 号の業務 (作業床の高さが 10 メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者	令第 20 条第 16 号の業務 (制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務)	1 玉掛け技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者	<p>(別表第 3) (一部省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(左欄)</th> <th>(右欄)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第 20 条第 7 号の業務のうち次に掲げる業務以外の業務</td> <td>移動式クレーン運転士免許を受けた者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 7 号の業務のうちつり上げ荷重が 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務</td> <td>1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 10 号業務</td> <td>1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 12 号の業務のうち令第 7 号第 1 号又は第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務</td> <td>1 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 4 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 12 号の業務のうち別表第 7 号第 6 号 1 に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 6 号 1 に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務</td> <td>1 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令第 34 条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 12 号の業務のうち別表第 7 号第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 2 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務</td> <td>1 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成 25 年 7 月 1 日以後に開始されたものに限る。)を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 15 号の業務 (作業床の高さが 10 メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務</td> <td>1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> <tr> <td>令第 20 条第 16 号の業務 (制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務)</td> <td>1 玉掛け技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者</td> </tr> </tbody> </table>			(左欄)	(右欄)	令第 20 条第 7 号の業務のうち次に掲げる業務以外の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者	令第 20 条第 7 号の業務のうちつり上げ荷重が 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	令第 20 条第 10 号業務	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者	令第 20 条第 12 号の業務のうち令第 7 号第 1 号又は第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 4 その他厚生労働大臣が定める者	令第 20 条第 12 号の業務のうち別表第 7 号第 6 号 1 に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 6 号 1 に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令第 34 条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 その他厚生労働大臣が定める者	令第 20 条第 12 号の業務のうち別表第 7 号第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 2 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成 25 年 7 月 1 日以後に開始されたものに限る。)を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者	令第 20 条第 15 号の業務 (作業床の高さが 10 メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者	令第 20 条第 16 号の業務 (制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務)	1 玉掛け技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者
(左欄)	(右欄)																																		
令第 20 条第 7 号の業務のうち次に掲げる業務以外の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者																																		
令第 20 条第 7 号の業務のうちつり上げ荷重が 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者																																		
令第 20 条第 12 号の業務のうち令第 7 号第 1 号又は第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 4 その他厚生労働大臣が定める者																																		
令第 20 条第 15 号の業務 (作業床の高さが 10 メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者																																		
令第 20 条第 16 号の業務 (制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務)	1 玉掛け技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者																																		
(左欄)	(右欄)																																		
令第 20 条第 7 号の業務のうち次に掲げる業務以外の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者																																		
令第 20 条第 7 号の業務のうちつり上げ荷重が 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者																																		
令第 20 条第 10 号業務	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者																																		
令第 20 条第 12 号の業務のうち令第 7 号第 1 号又は第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 4 その他厚生労働大臣が定める者																																		
令第 20 条第 12 号の業務のうち別表第 7 号第 6 号 1 に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 6 号 1 に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令第 34 条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 3 その他厚生労働大臣が定める者																																		
令第 20 条第 12 号の業務のうち別表第 7 号第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務 (機体重量が 3 トン以上の別表第 7 号第 2 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成 25 年 7 月 1 日以後に開始されたものに限る。)を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者																																		
令第 20 条第 15 号の業務 (作業床の高さが 10 メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。))の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者																																		
令第 20 条第 16 号の業務 (制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務)	1 玉掛け技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者																																		